

社会福祉法人育桜福祉会 令和3年度事業計画書

昭和56年(1981年)2月の法人設立から40年が経過し、令和3年(2021年)4月現在、日中活動サービス事業所(通所)10か所、障害者支援施設(入所)1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム14か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室や相談支援室などを運営しています。昨年度末で「ホームヘルプいくおう」を廃止したため、施設及び事業所数は市内29か所となっており、利用者総数は550名を超えています。また、職員数も約430名であり、年間の総事業費は約24億円の事業規模となっています。

令和3年2月には法人設立40周年となり、将来に残すべき資料等を整理し保存するとともに、40周年記念特集号として、法人設立後30年までを特集した広報紙を発行しました。今年度は、引き続きその後の10年間及び今後の育桜福祉会を特集した広報紙を発行することとします。また、法人設立40周年にあたり法人の基本方針を改定し、令和3年度からは新たな法人基本理念と基本方針に基づき運営を開始することとなります。

令和3年度は、法人の第3期中期計画(2019年度～2023年度)の3年目の年度であり、同計画に掲げる、「利用者支援の充実」、「職員の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化」、「法人の安定した経営」を目指し、次の重点運営項目への取り組みを着実に進めるとともに、令和2年1月以降、感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症に対する対応を適切に進めます。

さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設を起点とした障害の理解促進に向けた取組みを推進します。

なお、平成29年の改正社会福祉法の施行により、本年6月をもって評議員が任期満了となり、併せて役員及び評議員選任・解任委員会委員の任期満了となるため、これらの改選を行うこととします。

1 法人共通重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

新たに策定した法人基本理念及び基本方針に基づき、障害がある方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、引き続き日常の支援を進めるとともに、法人苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定に基づき、より一層、利用者の人権の尊重に努めます。

特に、身体拘束と行動の制限の禁止には重点的に取り組むこととし、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省)」に基づき適正

に実施します。

また、職員の就業管理システム（勤次郎）や利用者の生活支援システム（福祉見聞録・ケアカルテ）等の更なる有効活用や、文書等のデジタル化と事業所間のネットワーク化、電子決済の導入等により、事業運営における事務負担の軽減に引き続き取組むとともに、個別支援計画等の更新時期の誕生日への分散化を着実に実施し、十分な説明や相談の時間を確保するなど、利用者支援の充実に向けて、より一層の事業推進を図ります。

併せて、利用者支援の充実に資するため、内部自主点検を「わかたけ作業所」、「白楊園」、「あかしあ園」、「いぬくら」、「南部及び北部地域生活支援室」で、利用者満足度調査を「しらかし園」、「小向このはな園」、「桜の風」、「陽光ホーム」、「北部身体障害者福祉会館」、「わーくす高津」で実施し、計画的な内部自主評価に取り組むとともに、「こぶし園」、「ゆずりは園」、「陽光ホーム」において、福祉サービス第三者評価を受審することとします。

「桜の風」の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と構成した共同事業体の第2期指定管理期間となっており、入所施設としての体制を最大限に活用し個別支援の充実に努めるとともに、地域連携を担当する職員を配置するなど地域生活支援型（通過型）施設としての役割と機能を着実に果たしていくものとします。

利用者家族の高齢化を踏まえ、地域での生活を実現していく場としてのグループホームについては、安定した運営を確保するとともに、それぞれのグループホームと連携施設との役割を災害時対応の観点から再確認することとします。

(2) 職員の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

少子高齢化の急激な進展に加え、全国的には人口減少時代に突入し、全産業分野での労働力不足が社会課題となっており、とりわけ、福祉分野は厳しい状況が続いています。

こうした状況においても、障害福祉事業に特化し、川崎市域に事業を限定した法人としての特長を活かし、さらに、継続した法人の魅力発信に努め、人材の確保、育成、定着を図ることが、安定した事業運営のために不可欠となります。このため、年度当初の新卒者採用のみならず、年度中途での転職者等の採用に向けた取組みを継続し、通年での採用計画に基づき職員採用を進めます。

また、職員の育成、定着に向け、法人人材育成方針及び研修体系に基づき、職種や職務、経験年数に応じた多様な育成研修を実施するとともに、目標と自己統制による管理の手法を活用し、個別面談等を通じて管理職や役付職員とのコミュニケーションの機会を創出することにより、個々の職員の力を発揮できる環境づくりに取り組むこととします。

さらに、職員が安心して働き続けられるよう、福利厚生制度や職場環境等の整備

を進めるとともに、国の福祉・介護職員等処遇改善加算制度の適応を引き続き進め、職員の処遇改善に向けた取組みを推進します。

障害者支援施設桜の風における障害者雇用（クリーンキーパー）を継続し、法定雇用率の達成を図るとともに、施設外での仕事の創出等にも取り組むこととします。

(3) 法人の安定した経営

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、安定した事業運営が行われるよう、引き続き利用率の向上など収入増に向けて取組みを進めるとともに、実施事業の再点検を行うものとします。

また、組織規程に基づき、法人としての組織力の向上を図るとともに、法改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて関係諸規程の見直しを進めます。さらに、今後の会計監査人の必置条件の引き下げへの対応も考慮し、内部管理体制の整備を進めます。

施設の長寿命化と快適な環境確保に向けて、適切に設備等の更新を進めることとし、今年度は、経年劣化に対応し、北部身体障害者福祉会館内の環境改善工事を実施することとします。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎ 多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

① わかたけ作業所（利用定員55名：生活介護45名・就労継続支援B型10名）

▼ 《40周年記念事業の実施》

わかたけ作業所は開設から40周年を迎え、地域に根差した事業所として、さらなる発展を目指します。このため地域の社会資源として今後も繋がりが深まるよう、40周年のパンフレット及び記念品を作成し、より一層啓発に努めます。

▼ 《生活介護：日中活動サービスの充実》

日中活動は、作業活動が主体となっていますが、健康に配慮した活動や年齢に則した活動などの充実に取り組めます。

▼ 《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

工賃支払月額3万円の維持を目標に据え、隣接する日本理化学工業とも連携して、施設内作業はもとより施設外作業も実施します。

利用者のスキルや社会的な経験の獲得、一般就労へ向けての支援を行います。また、個々の利用者の障害特性や生活状況にあわせて工賃を使う支援も行い、作業の

意義の理解や作業意欲の向上、一般就労への意欲向上につなげます。

▼《地域生活支援の推進》

利用者、保護者の高齢化が顕著に表れ、利用者だけでなく家族の状況も踏まえ、関係機関と連携し支援を行います。

ア 将来の生活を見据え、ショートステイや単身生活、生活ホーム(グループホーム)、成年後見制度等の利用に向けた支援を検討します。

イ 利用者のみならず家庭状況も把握し、早い段階からの必要なサービスの提案と関係機関との連携を図ります。

▼《危機管理の推進》

平瀬川が隣接し水害対策が重要となっており、2019年度の豪雨による水害を踏まえた防災訓練や避難方法の検討、防災備品の整備を行います。

② 白楊園 (利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名)

▼《生活介護：日中活動の充実と地域への活動の拡大》

ア 各種プログラムは、利用者が地域生活を送るうえでのニーズ整理をし、活動の中での「経験」を積み重ねられるよう計画的に実施します。また、実施にあたっては近隣の地域資源を積極的に活用します。

イ 日中活動は目的をもって計画的に実施します。生産活動は社会参加の場として、生活プログラムは経験拡大、健康維持、生活の充実の場として提供します。

▼《就労継続：役割の自覚と責任感の育成・経験の拡大》

ア 作業活動で利用者の役割を明確にし、「仕事への責任感」を意識できるよう支援します。

イ 就労支援として、企業見学、短期的な就労体験、企業実習を積極的に計画・斡旋します。

▼《社会参加の推進》

共生社会の実現をめざして、「川崎市しごとセンター」とも連携し、外部販売会等へ積極的に参画します。また、運営面においても利用者に経験として役割を担っていただくことで社会参加の機会を提供します。

③ しらかし園 (利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名)

▼《感染症対策の推進》

ア 新型コロナウイルス感染症予防対策に重点を置き、利用者が安心して通所を継続できるよう環境を整備するとともに、各種プログラム等の内容に十分に配慮し、実施方法等を適時検討しながら実施します。

イ 利用者が「新しい生活様式」を取り入れながら生活が送れるよう、適宜情報を伝え、習慣化ができるように支援します。

▼《利用者満足度調査の実施》

利用者のニーズを的確に把握し施設運営に活かすため、利用者満足度調査を実施します。

▼《生活介護：生活プログラムの充実》

生活介護事業では、生活プログラムや健康維持活動の内容・実施方法などを工夫し、余暇的な活動を取り入れることによって心身のリフレッシュを図ります。

▼《就労継続：新たな作業種目の検討》

就労継続支援 B 型事業では、新しい作業種目の検討を進め、安定した作業の提供ができるように情報収集や調整を行います。

▼《地域交流の推進》

ア 地域のイベントに参加し、「しらかし園」の活動や障害福祉の啓発活動を行います。その際は小規模単位での参加など、感染症予防に配慮した体制とします。

イ 地域にお住まいの方々にご協力いただき、洋服のリサイクル事業として運営している「洋服ポスト」を通じて、「しらかし園」の活動を知っていただくとともに、利用者及び職員が地域のイベントに参加するきっかけとするなど、広報活動の拠点として運営します。

◎ 生活介護事業所

① こぶし園（利用定員 40 名）

▼《自己選択と社会参加の推進》

地域の新型コロナ感染状況に注意し、三密の回避を含む感染予防対策を行った上で個別化を図り、利用者が自宅や施設で使用する日用品や、施設の中でのお茶会などの飲み物等を、利用者の意思で購入していただく機会を増やし、自己選択と社会参加の推進を図ります。

▼《高齢化に伴う利用者の健康維持と関係機関との連携強化》

看護職員を中心に、体温や体調の把握を行い、そのことを自分自身の健康状況の変化と捉えられる「気づき」となるよう支援します。併せて、ご家庭での様子も把握に努め、必要に応じて主治医への相談や、障害者更生相談所に「評価」を依頼するなど関係機関との連携を強化します。

また、利用者及び家族の高齢化に伴い介護支援専門員とも連携し、利用者やその家族を含めた相談体制の構築を図ります。

▼《感染症予防及び腰痛予防対策の強化と福祉用具活用の推進》

万一感染した場合は重症化するリスクが高いとされている、重度の障害がある利用者を支援していることを十分に認識し、「感染しない、させない」ための感染症

予防対策を徹底して実施します。

また職員の腰痛予防対策や利用者の身体的負担の軽減を図るため、積極的に福祉機器の導入を推進するとともに、安心・安全な支援おこなえる福祉の専門職としての資質の向上を図ります。

② ゆずりは園（利用定員 50 名）

昨年度に引き続き、次の 3 項目を重点項目として実施します。

▼ 《社会生活支援の推進》

利用者が地域で生活をしていくために、新しい生活様式の中で、食生活や金銭管理、人間関係やマナーといったところまで深く掘り下げ、社会生活力を養えるプログラムを進めます。

▼ 《地域交流の推進》

開設 30 周年を迎えるにあたり、地域への発信をより一層推進します。その中でも、「パン工房パバゲーノ」は「町のパン屋さん」として、地域へのアピールを強化するとともに、大師公園等近隣地域で開催されるイベント等でパンの販売を行うなど、地域との関係構築に取り組みます。

なお、製パン設備が老朽化しており、今後の方向性も含め設備の更新について検討することとします。

また、地域で一緒に生活をしていくことで、障害福祉への理解につなげ、応援してもらえるきっかけ作りとします。災害時には、川中島小学校等の地域と、お互いに協力できるような関係構築を図ります。

▼ 《自治活動の推進》

自治活動を通して、利用者一人ひとりが、自分の考えを持って行動ができるよう取り組みを進めます。

自治活動を知ることから始め、身近なことをテーマに皆で考え、少しずつできることを増やしていく取り組みとします。

③ あかしあ園（利用定員 40 名）

▼ 《自立生活支援の推進》

事業所が提供できる行事と利用者がやりたいと思った内容は、利用者自治会で話し合いを行い、利用者の意思を尊重し活動のプロセスを重視した支援を推進します。

▼ 《感染予防策の定着》

今まで作り上げてきた感染予防対策も維持しつつ、新たな対策もその都度工夫して取り入れ、日課の中で感染防止が日常の生活習慣となるよう支援を行います。

▼ 《人材育成の推進》

一人ひとりの職員が、すべての利用者支援、介助を行えることが基本と考えて

様々な活動体制を作ります。また、気付きの視点を大切にとらえ、24時間365日の生活をイメージしながら利用者に寄り添った支援のできる職員育成に努めます。

④ いぬくら（利用定員20名）

▼《新しい生活様式を踏まえた支援の創造と定着》

事業所全体で、「新しい生活様式」の具体化を推進します。試行段階においては、職員相互に協力する態度、姿勢を大切にし、実践に即した活動様式の形成に努めます。

地域社会との接点を維持するための工夫、その度合いを高めていくための取り組みの充実を図ります。

▼《日中活動の充実に向けた組織的取り組みの推進》

支援活動は個性を重視し、利用者本人の生活上のニーズに対し支援する活動を提供します。また、施設での日中活動が、利用者にとって日常生活や社会生活で活かせるものとなるよう支援に努めます。

事業所全体として、機能訓練(機能維持)活動の充実を目指します。

▼《事業所の美化と環境整備の推進》

ア 清潔感のある事業所環境に努め、その維持について組織的に取り組みます。

イ 掲示物は、目的と用途に応じて分かりやすく掲示します。

ウ スペースを有効活用するために、効率的で機能的なレイアウトを心がけます。

エ 事務拠点である事務室内の整理整頓を強化します。

⑤ 小向このはな園（利用定員40名）

▼《利用者増加に対応する安定した体制の構築》

川崎市の特別支援学校卒業生対策及び、幸区地域の障害福祉サービスの整備状況を把握し、次年度以降の卒業生の動向も見据えるとともに、適切に施設環境を整え事業所の受入れ態勢を整備します。

▼《日中活動プログラムの充実》

新型コロナウイルス感染拡大の状況下において、感染防止対策を実施しながら、新しい社会参加、新しい地域との交流の在り方と価値を見出していくことを目的に、新しい活動プログラムの導入を図り展開します。また、既存の活動についても社会状況によって後退せず充実していくよう取り組みを進めます。

▼《提供する福祉サービスの向上》

開設以来積み重ねてきた、職員による各種研修への参加や、事業所研修・打合せ・会議等を通じ、障害特性や専門的な知識の習得、支援技術の向上に努め、周りの声を聴きながら事業所全体で提供する福祉サービスの向上に努めます。また、引き続き職員が学ぶ機会を確保するため、オンラインの活用を積極的に取り組みます。

- ア 障害特性や専門的知識の理解と共有のもと、利用者支援の手順の標準化を進めます。
- イ 昨年度実施の、内部自主点検（福祉サービスの質の自己点検）を踏まえた改善に努めます。
- ウ 利用者のサービスに対する意向等を把握するため、利用者満足度調査を実施します。

⑥ 北部身体障害者福祉会館作業室（利用定員 20 名）

▼ 《地域交流及び社会参加の取組みの推進》

「作業室あゆみ」の活動内容や自主製品の紹介など、会館外の掲示板の活用を検討し、障害の理解を深める取組みを進めるとともに、地域の中で障害のある方たちが活動しやすい環境づくりに取り組みます。また、会館内の廊下に、利用者の絵画や書道などの作品や自主製品を展示することで、販売につながる機会を設けるなど販路についても検討します。

地域で取り組んでいる活動や作品展にも積極的に参加して、広報活動を含めた働きかけを積極的に行います。

共生社会実現の理念のもと、地域の高等学校や中学校とのつながりを大切にし、イベントなどの情報交換などを積極的に推進します。また、コロナ禍の中であっても、地域の小学校の総合の時間の授業などで関われるよう、アプローチ方法も検討します。

▼ 《生活の変化に伴う関係機関との連携強化》

利用者の高齢化による身体機能の低下が顕著に表れてきており、本人にとって快適な生活や活動を支えるため、専門機関への相談や介護保険等関係機関との情報交換を密に共有し連携を強化します。また、住環境や自助具等の整備・充実に向けて取り組みを進めるとともに、生活の場となるグループホームとの情報共有を行い、支援の質の向上に努めます。

▼ 《日中プログラムの充実》

新型コロナ感染症対策を徹底した上で、溝口駅近くに立地する地の利を活かし、近隣の店舗やコンビニエンスストアに実際に行って好きなものを選んで購入するなど、コロナ禍での食の楽しみ方を経験できるよう工夫して支援します。

また気分転換を目的とした、少人数でのドライブや、リラクゼーションの時間、趣味を広げるためのサークル活動などを実施し、施設内でも楽しみをもって過ごせる支援を推進します。

◎ 就労継続支援 B 型事業所

わーくす高津（利用定員 30 名）

▼ 《作業環境の整備》

就労継続支援事業所として作業活動を日課の中心とし、利用者が充実感を持って活動に参加ができるよう、個々の目標に沿った作業環境の整備を行います。また、利用者の加齢による生産性の低下に伴い、個々の利用者が得意な工程を分業するライン生産を徹底し、事業所全体の生産性を維持します。

▼ 《就労体験及び施設外作業の推進》

就労の希望に関わらず、多くの利用者が就労体験や施設外作業に興味をもてるよう、個々の能力に合わせた分かりやすい情報提供を行います。特に施設外作業については、清掃作業を中心に利用者が働きやすい環境を整備します。

▼ 《余暇時間の充実》

利用者が健康で充実した日常生活を主体的に過ごせるよう、各種運動プログラムの機会を設けます。また、近隣での清掃活動を通じ、地域社会の一員としての取り組みを推進します。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼ 《利用環境の整備》

新型コロナウイルス感染防止の取り組みについては、厚生労働省及び川崎市の方針・指示に沿って取り組むこととし、「密閉」「密集」「密接」の三密を回避し、手洗いや消毒などの手指衛生、マスク着用の徹底、健康状態と体調の把握など、基本的な感染対策を継続し、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着を図ります。

▼ 《利用の利便性向上への取り組み》

安全で安心な環境整備を心がけ、建物維持のために必要な改修や備品の整備を、法人本部及び川崎市とも協議しながら適切に対応します。

また、会館の印刷機やプロジェクター等の備品・設備を、利用者に有効に活用していただき、利用団体の活動のサポートとなるよう合理的配慮に努めます。なお、印刷機・公衆電話は、適正な料金設定のもと、使用料金の負担を求めることとします。

▼ 《防災・防犯体制の強化》

地震・火災・水害を想定した防災訓練を実施し、発災時、安全に非難できるよう準備を進めます。また、発災後の短期及び長期の対応を検討し、作業室及びわーくす高津を含め、会館全体で防災訓練を実施するとともに、不審者への対応訓練も取り入れ、防犯への対応を進めます。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風（定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名）

▼《個別支援の充実と活性化の推進》

ア 本人の意向を反映し、毎日の生活に根付いた支援内容となるよう、個別支援計画に基づいた支援実践の充実を図ります。

イ 毎日の生活が安心できるものとなるとともに、統一された支援方法を安定して提供できるよう、日常生活の場面に応じた個別の支援計画シート（支援手順書）を充実します。

ウ 支援の方向付けや内容について様々な視点で意見交換できるよう個別支援会議の取り組み方を工夫し活性化を図ります。

▼《地域生活支援型施設としての機能強化》

ア 第5次かわさきノーマライゼーションプランに基づく地域移行コーディネーターを配置し、丁寧な意思決定支援に基づく地域移行を推進します。

イ 川崎市自立支援協議会に「入所施設からの地域移行部会」を設け、その運営を行う中で関係機関との連携強化・ネットワーク化を図ります。

ウ 地域移行の取り組みの推進や意思決定支援について、本人・家族・関係機関の理解が広がるよう進めます。

▼《目標管理制度「職員一人ひとりの人材育成の取り組み」の継続・充実》

ア 職員一人ひとりが主体的な目標意識を持ち、向上心を持って業務に取り組めるよう支えます。

イ 自主目標管理シートを活用し、個別の取り組みの充実を図ります。

ウ スーパービジョンの手法を意識し、個別の目標達成に向けた必要な助言やサポートを組織的に行うことで、相互の前向きな人材育成につながるよう取り組みます。

② 陽光ホーム（利用定員 16 名）

第3期指定管理期間の3年目を迎え、昨年度同様に、利用者の想いの実現に向けての支援、安全安心な生活環境の提供に加え、引き続き利用者全員の地域移行に向けての取り組みを推進します。また、感染症対策を徹底し、利用者及び職員の安全を第一に、運営および支援を進めます。

▼《安全・安心な生活環境の提供》

感染予防の観点から作られた「新しい生活様式」を徹底するとともに、利用者自らも単独での外出場面等で適切な感染予防が実施できるよう支援します。

定期通院が必要な利用者に対しては、通院に同行するとともに、主治医との連

携を密に実施します。また、急病や怪我などの緊急時対応を適切に実施する体制を整えるとともに、日中活動先で行っている健康診断の結果をもとに、生活習慣病等の疑いが出た場合は、近隣の総合病院を受診することとし、利用者が健康で安心して暮らせるよう支援を実施します。

施設の老朽化に加え、土砂災害警戒区域に指定されている裏山を抱えているため、利用者が安全に暮らせるよう、目視による定期的な点検等を実施し、破損等が見られた場合は速やかに修繕等を進めます。

▼ 《地域移行の推進》

利用者が希望する、より身近な地域への移行を目指し、新しい暮らしに対する利用者の想いに基づき個別支援計画を作成し、支援を進めます。また、計画相談センターや相談支援センター及び日中活動先と適切に情報共有を進め、連携を図ります。

▼ 《地域生活体験事業の推進》

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、一部利用を制限する中で感染リスクを低減し、着実に事業を推進します。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延(総利用定員68名)

▼ 《生活ホーム運営センターを中核とする体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動先事業所と連携して、事業所毎の役割分担の明確化、情報の共有化を行い、個々の利用者のニーズや必要性に即した個別の支援をサポートするとともに、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図ります。また、災害等のより職員確保が困難な状況に際しては、生活ホーム運営センター職員のほかに連携施設及び日中活動事業所に協力を求め、着実な体制の整備を図ります。

ア 生活ホーム運営センターは、主に次の事項を担います。

- ・運営センターの機能・体制の強化などの組織作り
- ・ホームの円滑な運営と安定した支援の提供
- ・世話人体制の構築及び育成
- ・利用者の健康管理及び通院・余暇支援(外部サービスの活用)
- ・利用者の財産把握し、必要に応じて公的機関を紹介・利用支援
- ・災害時には利用者対応及び支援者の確保に向けた調整

イ 連携施設は、次の事項を担います。

- ・健康管理について、看護職員、栄養士等の専門職員による把握及び助言
- ・世話人体制上調整がつかなかった、休日の日中、平日の朝夕の世話人業務
- ・定期的な情報共有の会議の参加
- ・ホーム利用者で緊急対応の必要性が生じた場合の、一時的もしくは全面的な見守り
- ・災害時には生活ホーム運営センターの依頼のもと、利用者対応等に可能な限りの協力

ウ 日中活動先事業所(連携施設ではないが、法人内日中活動事業所を活動先として利用者を受け入れている事業所)は、主に次の事項を担います。

- ・健康管理について、看護職員、栄養士等の専門職員による把握及び連携施設専門職との情報共有。
- ・生活ホーム運営センターにて調整できなかった通院等の対応。
- ・対象利用者に緊急対応の必要性が生じた場合の、一時的もしくは全面的な見守り
- ・定期的な情報共有の会議の参加。
- ・日中活動時の災害に関して、安全が確認できるまで利用者対応に可能な限りの協力

▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務の再確認と、利用者に対して丁寧で、きめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組みます。また、世話人が不安を抱えこまないよう、適宜コミュニケーションが取れる環境を整え、安心して業務に専念できる体制を整備します。

▼《食事内容の充実》

配食業者を利用した食事提供が、より安全安心な食材で、季節感を持ち、話題が豊かになるような食事となるよう、定期的に食材業者と調整します。

▼《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、業務の効率化を図り、利用者支援に必要な時間の確保に努めます。また、システムを活用した個別支援計画やケース記録のより一層の活用を図り、アセスメントに基づき利用者の細かな変化にも気づくことができる体制を整備します。

(4) 相談支援室

障害者相談支援センター

(たかつ基幹相談支援センター・いまい地域相談支援センター・計画相談センターいく)

おう)

川崎市の障害者相談支援体制見直しに伴い、各区に設置されている基幹相談支援センターの再編が進められ、令和3年9月末をもって「たかつ基幹相談支援センター」が廃止となり、現行の「いまい地域相談支援センター」と「計画相談センターいくおう」に人材を集中させ体制を強化することとします。

▼《安定した運営の推進》

専門職種を配置し、3事業所が連携して人材の育成に向けて研修等を行い、特に、基幹及び地域相談支援センターは、市の委託事業として、それぞれの機能、役割を果たせるように安定した運営に引き続き努めます。

ア 「たかつ基幹相談支援センター」は、高津区役所地域みまもり支援センターや地域相談支援センターと連携を図りながら安心して生活できる地域づくりを進めます。

また、市内の相談支援専門員の育成や質の向上を目指し、研修の企画、運営の中心的な役割を担います。

イ 「いまい地域相談支援センター」は、中原区役所地域みまもり支援センターや他の地域相談支援センター、基幹相談支援センターと連携を図りながら安心して生活できる地域づくりを進めます。

ウ 「計画相談センターいくおう」は、計画的にモニタリング面談や連絡調整等を行うことにより、適正に受給者証が交付されるよう、サービス等利用計画の作成を行います。また積極的に事業所訪問や研修を受講し、安定した事業運営を図ります。

▼《人材育成の推進》

法人内相談支援センター連絡調整会議に於いてケース検討を実施し、個別の相談業務で抱える課題やかかわりについて共有化を図ります。併せて受講した研修内容についての情報共有を図ります。

また、法改正や制度改革に敏感に対応できるよう、外部研修に積極的に参加するとともに、相談支援専門員としての経験に応じて現任者研修に参加し、資質向上に努めます。

▼《個人情報管理の徹底》

個人情報の持ち出しを原則禁止し、事業所内での保管は施錠された環境で管理するなど、常に個人情報を取り扱っていることを意識し業務に当たります。

▼《新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底》

訪問時には、利用者の健康状況の確認、三密の回避、訪問前後の消毒、手洗いの徹底、訪問時間をなるべく時間を短くするなど、予防対策を徹底します。また職員は出勤前の体温測定や健康管理に努めます。

また、打合せや会議はリモートの活用を検討します。